



三重県公報

令和6年6月4日 (火)

第 520 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
421	土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定	(大気・水環境課)	2
422	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	2
423	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出 納 局)	2
公 告			
	土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	2
	同件	(同)	3
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	3
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	3
	同件	(同)	3
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	3

告 示

三重県告示第 421 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 6 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 形質変更時要届出区域
三重県南牟婁郡御浜町大字西原字鱒ヶ谷 18 番 4 の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）第 31 条第 1 項の基準に適合しない特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物
- 3 規則第 31 条第 2 項の基準に適合しない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

三重県告示第 422 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 6 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファミタウン四日市上海老ショッピングセンター
四日市市上海老字東大沢 1585 番 146 ほか 36 筆
- 2 四日市市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 6 月 4 日から同年 7 月 4 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 423 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 6 年 6 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社 三十三銀行	星川支店	桑名市大字星川字半之木 785 番地	桑名市星見ヶ丘 1 丁目 202 番地(大山田支店)	令和 6 年 6 月 24 日

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、宮川右岸御菌土地改良区（伊勢市御菌町長屋 1221）の定款の変更を認可しました。

令和 6 年 6 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、三郷井堰土地改良区（伊賀市三田 986 番地の 1）の定款の変更を認可しました。

令和 6 年 6 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、度会町長から通知がありました。

令和 6 年 6 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 6 年 4 月 24 日から令和 7 年 1 月 21 日まで
- 3 作業地域
度会郡度会町棚橋

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 2 月 29 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和 6 年 6 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
南牟婁郡御浜町大字上市木及び同町大字下市木

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 2 月 29 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和 6 年 6 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
南牟婁郡御浜町大字下市木

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 6 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 5 月 22 日	員弁郡東員町大字長深字屋敷 885-1	桑名市大字額田 2006-2 青木 聡一郎

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
